

地方税法等の一部を改正する法律の概要

1 個人住民税の扶養控除

- 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止。
- 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。
- なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）については、現行どおり。

（注）上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。

2 自動車関連諸税の税率等

◎ 燃料課税

- 軽油引取税について、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持。
- 原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を創設。

◎ 車体課税

- 自動車取得税について、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持。
- 自動車重量税（国税）の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引上げ。

3 たばこ税の税率

地方たばこ税の税率を次のように引き上げる。

		(現行)		(改正案)	
道府県たばこ税	1,000 本につき	1,074 円	→	1,504 円	
市町村たばこ税	1,000 本につき	3,298 円	→	4,618 円	
合計	1,000 本につき	4,372 円	→	6,122 円	(+1,750 円)

(注) 上記の改正は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

4 税負担軽減措置等の見直し等

◎ 地方税における税負担軽減措置等の見直し

納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。

- ・ 全体の件数 286 項目
- ・ うち 今回見直しの対象としたもの 90 項目
 - 〔 21 年度末期限到来 76 項目 〕
 - 〔 その他 14 項目 〕
- ・ 見直し結果
 - 拡充：6 項目 単純延長等：27 項目
 - 縮減：10 項目 廃止(サンセット含む)：47 項目

◎ 地方税における税負担軽減措置等の透明化

地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告する。

(注) 上記の国会報告は、平成 24 年度から行う。

施行期日 平成 22 年 4 月 1 日